

令和4年度
(2022)
事業計画

社会福祉法人洗心和合会
児童養護施設 洗心寮

洗心寮 養育(援助・支援)方針

今日、我が国では少子化や核家族化、地域社会における「つながり」の喪失などが進み、児童虐待や DV 被害等の相談件数は増加の一途を辿る等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、社会的養護を必要とする子どもたちの数も増加傾向にある。

一方、国が進める社会的養護の体制整備においては、施設の小規模化、地域分散化及び多機能化・高機能化が推奨され、児童養護施設や乳児院及び児童心理治療施設に求められる役割はこれまでと大きく変化してきている。

児童養護施設洗心寮では、このような児童福祉を取り巻く環境の中、施設に課せられた社会使命を果たすべく、子どもたちの意思を尊重し、安全安心な環境の中でその成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な支援を保障する養育を行うことにより、子どもの最善の利益の実現を目指すため、以下のような具体的な方針に沿って、児童の援助・支援に努めていくこととします。

事業目標

養育方針・「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の理念を尊重し、児童の権利を擁護するとともに、職員については人権擁護・発達について学習する研修を設け自己研鑽・理解の深化を図ります。

入所児童、一人ひとりの「最善の利益」を追求し、発達段階に応じた養育を提供することで自己肯定感の向上を図ります。養育における職員の資質の向上を目標に掲げて、職員研修と実践を図ります。

1 施設運営について

児童養護施設職員として適切な養育意識を持ち、個々の職員の能力の向上に努めます。小規模化によるユニット制の養育スタイルの中で「児童中心主義」を実践します。組織運営について、職員相互で意志の疎通が図られ、相互理解や信頼関係が築かれる風通しの良い施設運営を目指すことを全職員が一体となって取り組むことで、入所児童への良質なサービスの提供を目標とします。

・小規模かつ地域分散化計画

国が進めるケアニーズの高い子どもの生活の場を除いての小規模かつ地域分散化させる計画において、令和5年度を目標に2棟目となる地域小規模児童養護施設の開設準備を進める。現在、地域小規模児童養護施設若竹を男子の家として運営しており、2棟目は女子の家を予定。要件に見合う物件の確保、人材の確保を含めて今年度から調査検討を行う。今年度の目標として、次期開設地域小規模児

童養護施設職員枠として増員採用を図る。

2. 児童・職員

人材の確保

令和3年度においては職員の最低基準での配置となった。ため、採用に関して実習受入校等を中心に早期に各学校に求人を行い新卒職員の確保に努める。また、地域分散化計画を見越しての職員採用、入所児童への良質なサービス提供に努めます。今年度中には、現在育児休業中の職員の復帰が見込まれており、本体施設等も含めて配置基準が大幅に改善される予定ではあるが、地域小規模の2棟目を目指す中で加算職員となる人材の確保に努めます。

1 児童数 26名（定員 37名） 令和4年1月1日現在

（内：はす8名、GHふじ6名、GHにじ6名、地域小規模児童養護施設若竹6名）

・本体施設

施設長1名、書記3名（うち非常勤職員2名）、栄養士1名、家庭支援専門相談員1名、里親支援専門相談員1名、個別対応職員1名、里親等相談員1名、児童指導員3名、保育士5名、支援員2名、調理員3名（うち非常勤職員1名）、臨床心理士（非常勤3名）

宿直専門員（非常勤5名）、嘱託医1名

常勤職員 計 19名

非常勤職員 計 11名

職員合計 30名（法定職員数 18名）



児童数 26名（定員 37名） 令和4年12月以降

（内：はす8名、GHふじ6名、GHにじ6名、地域小規模児童養護施設若竹6名）

・本体施設

施設長1名、書記3名（うち非常勤職員2名）、栄養士1名、家庭支援専門相談員1名、里親支援専門相談員1名、個別対応職員1名、里親等相談員1名、児童指導員4名、保育士8名、支援員2名、調理員3名（うち非常勤職員1名）、臨床心理士（非常勤3名）

宿直専門員（非常勤5名）、嘱託医1名

常勤職員 計 23名

非常勤職員 計 11名

職員合計 34名（法定職員数 18名）

3. 佐賀県里親養育包括支援（フォスタリング事業）

・「目的」

社会的養護が必要な児童を家庭的な環境で養育できるよう、県民への拡散力・浸透力に力を入れ効果的な里親制度の普及を行う。

里親の推進には数値目標を達成することだけではなく、佐賀県のこどもの利益を目指すものでなくてはならないと考える。

転換期を迎えている児童養護施設はこれまでの子どもの養育に関する専門性や、親子関係再構築支援や自立支援に関するノウハウ、緊急時のレスパイト・ケアの調整及び受け入れ等の実績を活かし地域の里親養育包括支援を行います。

4. 施設内虐待防止策

- (1) 職員採用方法、採用試験を実施し複数(理事長・理事・施設長)による人物評価を行い採用します。
- (2) 職員間、職員集団において、職員同士がお互いに支援方法を指摘・確認でき、自浄作用が確立できるように努め、施設内虐待を防止します。
- (3) 体罰禁止システムの活用・苦情相談解決システムの活用
- (4) 要望受付システムの活用と児童・保護者要望(意見、苦情等)が伝えやすい雰囲気作ります。
- (5) 施設内虐待防止研修会の参加(佐賀県主催、全施設職員の参加義務)
- (6) 会議の前に「全国児童養護施設協議会 倫理要綱」の輪読を行い、児童虐待に対するスキルアップと児童福祉に携る職員としての倫理感を養ってゆきます。職員全員にオレンジリボンを配布し、研修や外に出る時に出る時には着用させることで意識を高めます。
- (7) 人権擁護をテーマにした研修会への積極的な参加。支援者としての人格形成と専門職としての知識と意識の確立。施設として「児童中心主義」をテーマに掲げて、適切な支援に努めます。

5. 佐賀県オレンジリボンたすきリレー事業

児童虐待増加や子ども虐待にて死亡する事例が発生し社会の大きな問題となっている。分離保護が必要な児童を養育している県内の児童養護施設及び関係機関が中心となり、「子ども虐待防止」の象徴としての「オレンジリボン」を直接配布する啓発活動を行います。また、施設でインスタグラムを開設し児童養護施設の活動共々にSNSで啓発活動を行います。

- ・ 期 間 : 令和4年10月24日(月)里親制度普及月間～
11月4日(金)子ども虐待防止月間迄

6. 日課について
別紙 1. 参照

7. 行事予定表
別紙 2. 参照

8. 職員研修予定表
別紙 3. 参照